

省エネ家電製品購入促進補助事業について

電気料金高騰の影響緩和並びに環境に関する行動変容及び意識改革を図るとともに、気候変動の緩和及び市内経済の活性化に寄与することを目的とし、一定以上の省エネルギー性能を有するエアコン及び冷蔵庫（以下、「省エネ家電製品」という。）に買い替えた者に対して、その経費の一部を補助金として交付する。

1. 事業期間 令和5年6月24日から令和6年2月29日まで
 - (1) 応募：令和5年6月24日から令和5年7月19日まで
 - (2) 抽選：令和5年7月20日
 - (3) 申請：令和5年7月21日から令和5年9月30日まで※予算残がある場合は随時募集（先着順）
2. 対象者 対象者は、自ら購入（リース、レンタルは除く。）した対象製品を市内の住居に設置し、設置に要する費用を申請者自らが負担した個人で、次の各号に掲げる条件を満たすものとする。
 - (1) 令和5年7月21日以降に購入したもの
 - (2) 古い家電から新しい家電に買い替えたもの
 - (3) 1世帯いずれか1台に限る。
 - (4) 市内販売店で購入したもの（インターネットによる購入不可）
 - (5) 設置後のアンケート及び家庭における温室効果ガス排出量調査に協力するもの
3. 対象製品 対象となる省エネ家電製品は、一定以上の省エネ性能を有した次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 新品であるもの
 - (2) 家庭用機器であるもの
 - (3) エアコン：JIS C9901(目標年度2027)に基づく多段階評価★3.0以上
冷蔵庫：JIS C9901(目標年度2021)に基づく多段階評価★3.0以上
4. 対象経費 交付対象となる経費は、省エネ家電製品の購入価格を対象とし、それ以外の経費は対象としない。

5. 補助額 補助金の額は、省エネ家電製品の購入価格（消費税を除く。）の
3分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、
これを切り捨てた額）とし、3万円を限度とする。
6. 申込方法 自治体専用オンライン申請サービス「LoGoフォーム」及び環境課窓口
7. 抽選結果 抽選結果をホームページ及び環境課窓口に掲示
8. 事業費 予算 30,000千円（冷蔵庫・エアコン 計1,000台）
※電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金(補助率10分の10)
9. 周知方法 市ホームページ、市LINE、市報（7月号）、公共施設
10. 協力体制 補助金を受けた者はアンケート及び家庭における温室効果ガス排出量調査に協力